

(2) 一部負担金の減免について

国の基準

1 一部負担金の徴収猶予

世帯主又は組合員が次の各号のいずれかに該当したことにより生活が困難となった場合 猶予期間 6箇月以内

- (1) 震災，風水害，火災，その他これらに類する災害により死亡し，障害者となり，又は資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁，その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- (3) 事業又は業務の休廃止，失業等により収入が著しく減少したとき
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき

2 一部負担金の減免

上記1の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合

収入の減少の認定は，次の各号のいずれにも該当する世帯を対象とする。

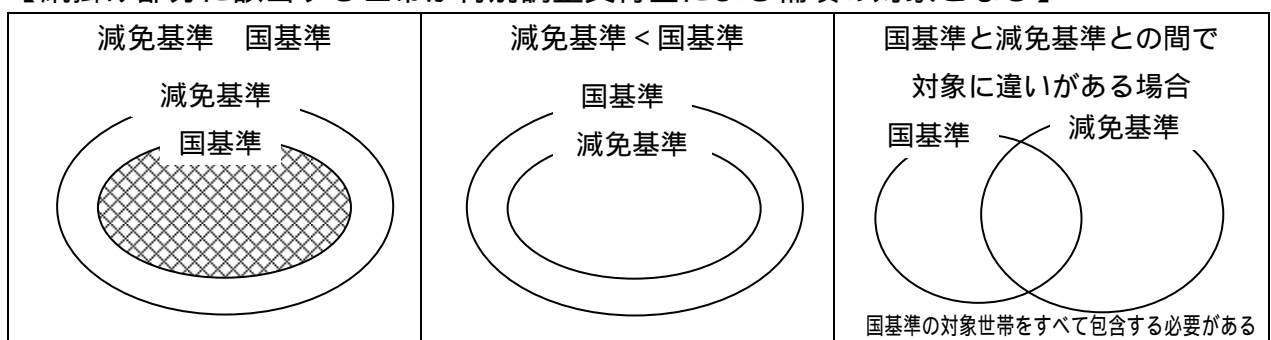
- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- (2) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法第11条第1項第1号から第3号（生活扶助・教育扶助・住宅扶助）の生活保護基準以下
- (3) 預貯金が生活保護基準の3箇月以下である世帯

国による財源補填

国基準に該当する部分にのみ特別調整交付金による補填がある。

国基準よりも狭い範囲（例えば基準額を生活扶助のみと規定したり，預貯金の基準を基準額の2箇月以下と定めたりすること）となる減免基準を定めた場合，特別調整交付金による補填は行われない。また，国基準よりも広い範囲（例えば基準額を国基準の1.2倍と規定すること）となる減免基準を定めた場合，国基準の範囲内での減免については特別調整交付金の補填はあるが，それを越えた分（1倍～1.2倍の間の世帯に減免した分）については，特別調整交付金による補填は行われない。

【網掛け部分に該当する世帯が特別調整交付金による補填の対象となる】



千葉県内市町村の状況

1 要綱等の制定

	保険者総数	制度有	有の場合の根拠			
			条例	規則	要綱	その他
H22.4.1 現在	54	12 (22.2%)		1	10	1

2 減免等の基準

千葉県内市町村の減免等の基準については、11 の市町で国基準を超えて減免の対象としている。なお、千葉県後期高齢者医療広域連合においては、生活保護基準に該当する場合のみ（国基準と同じ）対象とする予定で検討中である。

3 留意点

(1) 減免対象を国基準と同じに設定した場合

生活保護基準を対象とした場合、該当者は生活保護の受給対象となる可能性があるが、生活保護基準を下回っている世帯がすべて生活保護を受給しているわけではない。また、世帯主及び被保険者の収入額を算定するものであり、世帯内に被用者保険に加入する有所得者世帯員がいる場合でも、世帯収入額の算定上はこれを除外するため、生活保護の要否決定の方法とは異なることとなる。

(2) 減免対象を国基準より広く設定した場合

生活保護基準を超えて対象とした場合、超えた分に対しては特別調整交付金の対象とはならない。また、世帯収入額の算定において被用者保険に加入する有所得者世帯員を含める場合は、特別調整交付金の対象とはならない。

(3) 財政的課題

富里市国民健康保険特別会計は、景気の低迷による税収の減や収納率の低迷、医療費の増加等により大変厳しい財政状況にある。平成 20 年度からは 3 年連続で一般会計からの法定外繰入金により運営しており、平成 23 年度当初時点で基金残高が約 650 万円まで減少している。一般会計の財政状況も非常に厳しいことからこれ以上一般会計からの法定外繰入金に頼ることが難しい状況にある。

4 富里市減免基準（案）

上記のようなことから、他市町村の動向を見ながら減免対象は国基準と同じ（後期高齢者広域連合の取扱いと同じ）とする減免基準（案）を策定する方向で検討したい。